

山形市学校給食センター整備運営事業

入札説明書

平成19年4月2日

山形市

目 次

第 1	入札説明書等の定義	1
第 2	対象事業の概要	1
第 3	事業者募集等のスケジュール	3
第 4	入札参加者に関する条件	4
第 5	入札書類の審査	10
第 6	提案に関する条件	11
第 7	事業実施に関する事項	15
第 8	契約に関する事項	17
第 9	入札説明書等に関する問合せ	17

第1 入札説明書等の定義

山形市（以下「市」という。）は、山形市学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」という。）に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施するため、平成18年12月22日に公表した山形市学校給食センター整備運営事業に関する実施方針（以下「実施方針」という。）及び実施方針・要求水準書（案）に対する意見等を踏まえ、本事業をPFI事業として実施することが適切であると認め、PFI法第6条の規定により、本事業を特定事業として選定し、平成19年2月28日に公表した。

この入札説明書は、市が本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価一般競争入札方式により募集及び選定するに当たり、入札に参加しようとする者に配付するものである。入札参加者は、入札説明書の内容を踏まえ、入札に必要な提案書を提出すること。

なお、本入札説明書に併せて配付する次に掲げる資料について本入札説明書と一体の資料とし、これら全ての資料を含めて「入札説明書等」と定義する。

- 1 要求水準書 市が事業者に要求する具体的なサービス水準を示すもの
- 2 落札者決定基準 入札参加者から提出された提案書を評価する基準を示すもの
- 3 様式集 提案書の作成に使用する様式を示すもの
- 4 事業契約書案 市と特別目的会社（以下「SPC」という。）が締結する事業契約書の案を示すもの
- 5 基本協定書案 市と落札者が締結する基本協定書の案を示すもの

第2 対象事業の概要

1 事業名

山形市学校給食センター整備運営事業

2 公共施設等の管理者等の名称

山形市長 市川昭男

3 事業実施場所

(1) 事業用地 山形市大字村木沢字向川原 4699-4 他

(2) 敷地面積 約3.4ha

4 事業内容

(1) 事業目的

子どもたちを取り巻く食の環境は、インスタント食品やレトルト食品などの普及に加え、ファーストフードや外食産業の多様化などにより、益々便利になる一方で、栄養のバランスが偏りがちになることが心配されている。また、不規則な生活からくる欠食や偏食、孤食など食生活そのものの問題が顕在化し、食事からくる児童生徒の生活習慣病の増加や低年齢化さえ危惧される状況となっている。

このような中で、小中学校の児童生徒は、特に心身の発達が著しく、この時期にこそ、望ましい食習慣の形成や自己の健康管理ができる能力を育てることが重要である。食生活の基本は家庭が担うべきものであるが、子どもたちにとって年間の半数余りの昼食をまかなう学校給食が果たす役割は非常に大きく、栄養バランスのとれた、安全安心でおいしい給食を提供する学校給食センターへの期待も高くなっている。

山形市学校給食センターは、一日あたり最大 22,000 食を調理する大規模施設である。しかし、第一調理棟は築 39 年、第二調理棟は築 36 年を経過し、老朽化した施設と設備は耐用の限界に差し掛かっていること、衛生管理の面からも、現在のウエットシステムの施設では「大量調理施設衛生管理マニュアル」や「学校給食衛生管理の基準」などの基準を満たすことが困難となっていることから、本事業により新たな施設の整備を行うものである。

整備運営にあたっては、PFI の手法を取り入れることにより、民間企業が有する最新の技術や知識、運営におけるリスク管理能力等を活用し、安全でおいしい給食の提供を効率的かつ効果的に実施することを目的とする。

(2) 事業方式

PFI 法に基づき、市と事業契約を締結し、事業者自らが当該施設を設計・建設し、施設の所有権を市に移管した後、その施設の維持管理及び運営等を行う BTO 方式とする。

(3) 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- ア 設計・建設期間 平成20年1月～平成21年2月（1年2ヶ月間）
- イ 開業準備期間 平成21年3月1日～平成21年3月末日（1ヶ月間）
- ウ 維持管理・運営期間 平成21年4月～平成36年3月（15年間）

なお、平成 36 年 4 月以降の施設の維持管理及び運営に関しては、必要に応じて事業者の意見を聴きながら、市が事業期間内に決定する。

(4) 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

- ア 施設の設計業務
- イ 施設の建設・工事監理業務（既存給食センターの解体及び整地を含む。）
- ウ 施設の維持管理業務
 - ・建築物保守管理業務
 - ・建築設備保守管理業務
 - ・外構等保守管理業務
 - ・調理設備保守管理業務
 - ・清掃業務
 - ・警備業務
- エ 開業準備業務
- オ 運営業務
 - ・調理等業務

- ・衛生管理業務
- ・運搬・回送業務
- ・洗浄・残滓等処理業務
- ・運営備品等の調達業務

(参考) 運営に関して市が実施する主な業務は次のとおり。

- ・献立作成等
- ・食材調達及び検収
- ・給食費の徴収管理
- ・見学の受け入れ
- ・試食の受け入れ
- ・配膳業務

米飯，パン，牛乳については(財)山形県学校給食会から学校へ直接搬入されるため，本事業の給食の運営事業に含まない。

第3 事業者募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定は，地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づく総合評価一般競争入札方式によるものとする。

事業者募集等のスケジュール（予定）は，次のとおりとする。ただし，山形市の休日を定める条例（平成元年9月条例第28号）に規定する市の休日（以下「休日」という。）には，受付を行わない。

平成19年4月2日（月）	入札公告及び入札説明書等の交付
平成19年4月4日（水）	入札説明書に関する説明会及び現地見学会
平成19年4月4日（水） ～10日（火）	入札説明書等に関する第1回質問受付
平成19年4月27日（金）	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答
平成19年5月8日（火） ～11日（金）	参加表明書，参加資格審査申請書類受付
平成19年5月17日（木）	参加資格審査結果の通知
平成19年5月22日（火）	参加資格がないと認めた理由の説明要求
平成19年5月24日（木） ～28日（月）	入札説明書等に関する第2回質問受付
平成19年6月19日（火）	入札説明書等に関する第2回質問に対する回答
平成19年6月21日（木）	参加資格がないと認めた理由の説明要求に係る回答
平成19年7月26日（木）	入札及び提案書の受付
平成19年9月上旬	落札者決定及び公表
平成19年10月中旬	仮契約締結
平成19年12月下旬	事業契約議決及び締結

第4 入札参加者に関する条件

1 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成に関する定義

ア 入札参加者の構成における「構成員」とは、本事業への入札参加者であり、SPCから業務を請け負う、もしくは受託するものをいう。

イ 入札参加者の構成における「協力企業」とは、構成員以外をいい、構成員から業務の一部を請け負う、もしくは受託するものをいう。

ただし、運搬・回送業務を担当する企業である構成員がいない場合は、この限りでない。

(2) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

ア 入札参加者は、本施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）、本施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）、本施設を維持管理する企業（以下「維持管理企業」という。）及び運営を実施する企業（以下「運営企業」という。）を含む複数の構成員により構成され、これらの業務担当以外の企業が構成員となることもできる。設計企業、建設企業、維持管理企業及び運営企業は、一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。

入札参加者は、構成員の中からグループの代表企業を定める。

なお、本事業は、山形市で最初のPFI事業であり、地元企業のノウハウ蓄積や今後のPFI普及の意味から、山形市内に本社を有する企業の積極的な参加を期待する。落札者の審査にあたっては、地域社会及び経済への貢献の度合を考慮する。

イ 入札参加者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。

ウ 入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員及び協力企業になることはできないグループの協力企業が、他グループの協力企業となることはできる。

エ 落札者は、仮契約締結までに市内にSPCを設立するものとし、すべての構成員はSPCに対して出資を行う。協力企業の出資については問わない。

また、代表企業及び構成員での出資比率は、SPCの全株式の50%を超えるものとし、代表企業は、出資者の中で最大出資比率とする。

オ 入札参加者の構成員は、SPCから請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知することとする。

(3) 入札に参加する構成員に必要な資格

本入札に参加する構成員に必要な資格は、次のとおりとする。

ア 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。

イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。

ウ 設計企業は、次のすべての要件を満たしていること。

(7) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により，一級建築士事務所登録を受けた者であること。

(1) 市の平成 19 年度入札参加資格を有していること。

(9) 平成 14 年 4 月以降に 3,000 m²以上の施設の基本設計もしくは実施設計の実績を有していること。

(1) H A C C P 対応施設に対する相当の知識を有していること。

エ 建設企業は，次のすべての要件を満たしていること。

(7) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により，建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。

(1) 市の平成 19 年度入札参加資格を有し，建築一式工事において A 等級で格付けされている者であること。

(9) 平成 14 年 4 月以降に 3,000 m²以上の施設の施工実績を有していること。

オ 運営企業は，次のすべての要件を満たしていること。

(7) 学校給食施設又は集団調理施設等における調理業務の実績及び運営能力を有していること。

(1) H A C C P 対応に対する相当の知識を有していること。

(4) 構成員の制限

次に該当する者は，入札参加者の構成員となることはできない。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4（昭和 22 年政令第 16 号）の規定に該当する者

イ 設計企業及び建設企業においては，市の指名停止措置を受けている者（参加表明書提出日から落札者決定までの期間とし，落札者決定以降の指名停止措置は制限の対象としない。）

ウ 清算中の株式会社である事業者について，会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされている者。

エ 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者

オ 本事業に係るアドバイザーと関連がある者。

本事業の業務に関わっているものは，パシフィックコンサルタンツ株式会社である。

カ 直近 3 年分の法人税，消費税，法人事業税又は法人市民税を滞納している者

キ 審査会の委員が属する組織，企業又はその組織，企業と関連がある者

(5) 参加資格の確認

参加資格の確認は，参加表明書の提出日とする。ただし，参加資格確認後，契約締結までの期間に，入札参加者または入札参加者を構成する企業が上記入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には，失格とする。

2 応募に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、提案書の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

応募に際し、入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金は、山形市契約規則第5条第2号の規定により免除する。

(4) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 著作権

入札参加者から入札説明書等に基づき提出される書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市は、本事業の範囲において公表する場合、その他市が必要と認める場合には、入札説明書等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できる。

(6) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、また、理由の如何にかかわらず返却しない。

(7) 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(8) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札参加資格のない者の入札

イ 入札書に記名押印のない入札又は入札書中要領を知得できない入札

ウ 金額を訂正した入札

エ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

オ 明らかに連合によると認められる入札

(9) 本事業において想定する事業期間を通じた事業契約金額の予定価格は、

16,380,000,000円（消費税及び地方消費税抜き）である。

(10) 入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、入札参加者に通知する。

3 入札に関する手続

(1) 入札公告及び入札説明書等の交付

特定事業の選定を踏まえ、平成 19 年 4 月 2 日(月)に入札公告を行い、入札説明書、様式集、要求水準書、事業契約書(案)及び落札者決定基準(以下、「入札説明書等」という。)を交付する。

(2) 入札説明書に関する説明会等

入札説明書に関する説明会、現地視察及び学校視察会、現学校給食センターの視察・設計図書の閲覧を次のとおり開催する。

ア 入札説明書に関する説明会

(ア) 日 時 平成 19 年 4 月 4 日(水) 10:00~12:00

(イ) 場 所 山形市役所 11 階 大会議室

イ 現地視察及び学校視察会

(ア) 日 時 平成 19 年 4 月 4 日(水)

時間	内容	会場	備考
13:30	現地視察	建設予定地	
14:15	学校視察	南沼原小	市内最大の学校
15:00	〃	蔵王第二小	
15:45	〃	蔵王第三小第二中	自校調理から切替する学校

(イ) 現地視察場所 山形市大字村木沢字向川原地内(山形市沼木建設土砂集積施設)

(ウ) その他 説明資料として入札説明書等の公表した資料を各自持参すること。

今回の学校視察については、車両の都合で各社 2 人までとし、運営担当事業者優先に先着 26 人までとする。

ウ その他の学校視察について

(ア) 受入期間 平成 19 年 5 月 21 日(月)~6 月 1 日(金)の土曜日及び日曜日を除く 10 日間

(イ) 受入時間 9:00~12:00 13:30~16:00

(ウ) 申込方法 視察を希望する事業者は、平成 19 年 5 月 11 日(金)、17 時までに様式 1 号の視察申請書を電子メールにて山形市教育委員会管理課に提出すること。その後、視察の可否について決定し、連絡する。

(エ) その他 視察者人数は 3 名以内とし、学校へ訪問の際は名刺等を提出し視察者本人であることを申し出ること。

・視察者は授業及び給食等の障害及び児童の事故等を誘発する行為は行わないこと。

・視察者は教育委員会及び学校の指示に従うこと。

・原則的に視察は小学校・中学校各 1 回とする。

・申請済みであっても、都合により視察日時の変更又は視察受入を中止する場合がある。

エ 現学校給食センターの視察・設計図書の閲覧

(ア) 日 時 平成 19 年 4 月 5 日(木)~6 日(金) 9:00~12:00 13:00~16:00

(イ) 場 所 山形市飯塚町 1821-3

- (ウ) 内 容 現学校給食センターの調理室内以外の視察及び設計図書の閲覧
- (I) その他 施設の視察については、午前は 10 時から、午後は 2 時から開始するので、時間前に受付を済ませること。設計図書に関する説明は行わない。

(3) 入札説明書等に関する第 1 回質問の受付

入札説明書等の内容等に関する第 1 回質問を次のとおり受け付ける。

- ア 受付日時 平成 19 年 4 月 4 日(水)～平成 19 年 4 月 10 日(火) 17 時まで
- イ 受付方法 質問書(入札説明書に添付 第 1 号様式)に記入の上、電子メールにより提出すること。電子メールアドレス kyu-shoku-pfi@city.yamagata.yamagata.jp

(4) 入札説明書等に関する第 1 回質問に対する回答

入札説明書等の内容等に関する第 1 回質問に対する回答書を、平成 19 年 4 月 27 日(金)に山形市ホームページにおいて公表する。

(5) 参加表明書、参加資格審査申請書類の提出

入札参加者は、構成員及び協力企業名等を記載した参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出し、構成員における参加資格の審査を受けることとする。なお、入札を辞退した場合に、今後、山形市の行う業務において不利益な扱いはされない。

- ア 受付日時 平成 19 年 5 月 8(火)～11 日(金) 9:00～12:00, 13:00～17:00
(郵送の場合、前日 17 時まで必着。)
- イ 受付場所 山形市教育委員会管理課
- ウ 受付方法 直接持参、もしくは郵送により提出すること。
- エ 提出書類 次を提出すること。
 - (ア) 入札参加表明書 1 部(様式 2)
 - (イ) 参加資格申請書類 1 部(様式 3 から様式 6)
 - (ウ) 参加資格申請書類の添付書類 1 部

(6) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果を平成 19 年 5 月 17 日(木)に代表企業に通知する。

(7) 参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に係る回答

参加資格がないとされたものは、参加資格がないと認めた理由について、平成 19 年 5 月 22 日(火)までに書面により説明を求めることができる。説明要求に対する回答を、平成 19 年 6 月 21 日(木)に行う。

(8) 入札説明書等に関する第 2 回質問の受付

入札説明書等の内容等に関する第 2 回質問を次のとおり受け付ける。

- ア 受付日時 平成 19 年 5 月 24 日(木)～平成 19 年 5 月 28 日(月) 17 時まで
- イ 受付方法 質問書(入札説明書に添付 第 1 号様式)に記入の上、電子メールにより提出すること。電子メールアドレス kyu-shoku-pfi@city.yamagata.yamagata.jp

(9) 入札説明書等に関する第 2 回質問に対する回答

入札説明書等の内容等に関する第 2 回質問に対する回答書を，平成 19 年 6 月 19 日（火）に山形市ホームページにおいて公表する。

(10) 入札及び提案書の受付

入札参加者は，次により入札書及び提案書を提出すること。

ア 受付日時 平成 19 年 7 月 26 日（木）

9:00～12:00，13:00～15:00（郵送の場合，前日 17 時まで必着。）

イ 受付場所 山形市教育委員会管理課

ウ 受付方法 直接持参，もしくは郵送により提出すること。

エ 提出書類

(ア) 入札書

入札書（様式 9）は封筒に入れ，密封し，入札参加者名を表記して 1 部提出する。

(イ) 提案書

入札書類提出書（様式 8）については 1 部，提案書（様式 10 から様式 51）については，次のとおり a～d の計 4 冊を 1 部とし，各正 1 部，副 12 部を提出する。

a 設計・建設業務提案書

b 維持管理業務提案書

c 運營業務提案書

d 事業計画提案書

（正 1 部のみ様式 10 から様式 51 の電子データを収納した CD - R 等を添付すること。）

(11) 入札及び開札

入札及び開札は，入札参加者又はその代理人の立ち会いの上行うものとし，入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは，当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせるものとする。なお，当該開札では，入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。この際に，入札価格の公表は行わない。

ア 開札日時 平成 19 年 7 月 26 日（木）15 時 15 分

イ 開札場所 山形市役所 1001 会議室

(12) その他

ア 市が提示する資料及び回答書は，入札説明書等と一体のものであるため，その内容も踏まえて，提案書等を作成すること。

イ 次のいずれかに該当する場合は，失格とする。

(ア) 提出期限（平成 19 年 7 月 26 日（木）15 時）を過ぎて提案書が提出された場合

(イ) 提案書に虚偽の記載があった場合

(ウ) 入札説明書等に違反すると認められた場合

第5 入札書類の審査

1 審査会の設置

学識経験者及び市職員で構成する山形市学校給食センター整備運営事業PFI審査会（以下「審査会」という。）が入札書類等の審査を行い、市は、審査会の審査により選定された最優秀提案を基に、落札者を決定する。

審査会は次の7名の審査員で構成される。各審査員に対し、本事業に関する質問等を行うことは控えること。なお、審査会は、非公開とする。

審査会代表	相羽 康郎	東北芸術工科大学デザイン工学部建築・環境デザイン学科教授
審査員	上野 和子	社団法人山形県栄養士会 会長
〃	遠藤 正明	山形市PTA連合会長（県PTA連合会長）
〃	田村 朝子	山形大学地域教育文化学部 生活総合学科准教授
〃	松井 伸二	日本政策投資銀行 首都圏企画室長
〃	榎森 正志	山形市企画調整部長
〃	瀧井 潤	山形市教育部長

（敬称略）

2 審査の方法

（1）入札参加資格の確認審査（以下「資格確認審査」という。）

市は、入札参加資格審査申請書類により、入札説明書に記載の入札参加者の備えるべき参加資格要件を満たしていることを確認する。資格不備の場合は、失格とする。

（2）最優秀提案の選定

ア 入札価格の確認

市は、入札書に記載された入札価格が、予定価格を超えていないことを確認する。入札価格が予定価格を超えている場合は失格とする。

イ 提案内容の基礎審査

市は、提案書に記載された内容が、別添落札者決定基準に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。この基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

ウ 提案内容の定量化審査

審査会は提案書の内容について、落札者決定基準に示す得点化基準に従って評価する。審査会で、各評価項目に対し、評価の理由を明らかにした上で得点化し、得点の合計が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

（3）落札者の決定

市は、審査会が選定した最優秀提案を基に、落札者を決定する。

第6 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は次のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、提案書を作成すること。なお、入札参加者の提案が「要求水準書」に示す要求要件を満たしていない場合は失格とする。

1 建設予定地等

- (1) 建設予定地 山形市大字村木沢字向川原 4699-4 他
- (2) 用途地域 指定なし (市街化調整区域)
- (3) 建ぺい率 70%
- (4) 容積率 200%
- (5) 敷地面積 約 3.4ha
- (6) 現況 市有地(建設土砂集積施設跡地)
- (7) インフラとの接続

下記インフラとの接続を行う場合は、各管理者の定める規則に従い事業者の負担で整備する。詳細な内容については、事業者にて必要な調査・協議を行い、接続箇所・方法等を決定すること。

ア 上水道	山形市水道部
イ 下水道(汚水)	山形市下水道部
ウ 電力	東北電力株式会社
エ 都市ガス	山形ガス株式会社
オ 電話	各電話会社

2 施設の設計・建設，維持管理，運営の提案等に関する条件

本事業の範囲である施設の設計業務，施設の建設・工事監理業務，施設の維持管理業務，運営業務については，別添要求水準書に従い，提案書を作成すること。

3 市への施設の所有権移転に関する条件

事業者は，平成 21 年 3 月末日までに，市に施設の所有権を移転すること。

4 事業計画の提案に関する条件

(1) 資金調達・返済計画

資金調達・返済計画については，次の条件に従って提案書を作成し，返済期間においては，追加的な出資又は融資の必要が生じないようにすること。

ア 建設一時支払金

市は，事業者が実施する施設の建設への対価として，886,444,000円(ただし，国等の交付金等の算定基準額が886,444,000円を上まわった場合は，当該算定基準により算定した額)(消費税及び地方消費税抜き)を建設一時支払金として，事業者に支払う。

イ 割賦料

市は，事業者が実施する施設の設計，建設及び開業準備への対価について，アの建設

一時支払金を控除した額であって、あらかじめ定める額を割賦料として、運営期間中、事業者を支払う。

市が運営期間を通じて支払う割賦料は、入札参加者が提案する初期投資費用からアの建設一時支払金を控除した額を元本の金額として、係る元本を入札参加者が提案するスプレッドに基準金利を加えた金利及び返済期間 15 年間の元金均等返済の方式によって算出される元利償還金額を各期別の支払額とする。

割賦料の支払期間は 15 年間とし、平成 21 年度第上半期分（4 月 1 日～9 月末日）を初回として支払うものとする。以後年 2 回、平成 35 年度下半期分（10 月 1 日～3 月末日）までの 30 回の平準化した支払とする。

また、提案書の提出時には、入札参加者は、元本及びスプレッドを提案するとともに、平成 19 年 6 月 26 日の基準金利を用いて割賦料を提案するものであるが、事業期間における実際の支払額は、平成 21 年 2 月末日の基準金利にて算定される額とする。

なお、基準金利は、TOKYO SWAP REFERENCE RATE としてテレレート 17143 ページに表示されている 6 か月 L I B O R ベース 15 年物（円 - 円）金利スワップレート（基準日午前 10 時）とする。

ウ 委託料

市は、事業者が実施する施設の維持管理及び運営の対価を、委託料として運営期間にわたって事業者を支払う。委託料は、物価変動に基づき、年に 1 回改定する。委託料は、入札参加者が提案する金額に物価変動（指定インデックス：消費者物価指数（財・サービス分類指数（全国）の「サービス」））を勘案して定まる額とする。

委託料の支払期間は 15 年間とし、平成 21 年度第 1 四半期分（4 月 1 日～6 月末日）を初回として支払うものとする。以後年 4 回、平成 35 年度第 4 四半期分（1 月 1 日～3 月末日）までの 60 回の平準化した支払とする。

また、委託料は、固定料金と変動料金で構成されるものとする。

固定料金には、施設の保守管理、清掃、警備及び車両調達並びに提供食数に関係なく生じる人件費及び光熱水費等に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費、光熱水費、残滓処理費等に係る費用が含まれることを想定している。

固定料金は、各期の支払いにおいて、入札参加者が提案する一定の額を支払うものである。変動料金は、各期における合計の提供食数（（3）提供給食数を参照のこと）に対し、入札参加者が提案する 1 食単価を乗じた額を支払うものである。

提案書の提出時には、入札参加者は、次の年間合計提供食数があるものとして、入札額を提案すること。

表 入札額算定に用いる年間合計提供食数

年度	提供食数
平成 21 年度	3,650,750 食
平成 22 年度	3,610,630 食
平成 23 年度	3,597,030 食
平成 24 年度	3,563,030 食
平成 25 年度	3,573,230 食
平成 26 年度	3,562,180 食
平成 27 年度	3,534,470 食

平成 28 年度	3,516,620 食
平成 29 年度	3,489,930 食
平成 30 年度	3,458,140 食
平成 31 年度	3,395,750 食
平成 32 年度	3,328,260 食
平成 33 年度	3,257,880 食
平成 34 年度	3,188,520 食
平成 35 年度	3,122,560 食
合 計	51,848,980 食

{(要求水準書に示した児童生徒数) + 教職員数 1350 人 } × 170 食/年として算定

(2) 資金調達における公的支援

本事業における金融上の支援として、日本政策投資銀行の低利融資制度である「民間資金活用型社会資本整備」を活用できる可能性がある。ただし、当該制度の趣旨を勘案し、事業計画を立案する際には、当該制度の活用を見込まないこととする。なお、資金調達の実施段階において当該制度を活用することは可能である。

(3) 提供給食数

ア 提供対象者数の保証

市は、運営期間中に提供する給食数について、各年度毎（ 5 月 1 日時点）の対象者数（事業者が給食を提供すべき児童数と教職員数を合算した数）が 16,000 食/日以上となることを前提に提案書を求めることとする。また、イに示すとおり、提供給食数の変更の可能性があるが、市は、何れの場合においても 22,000 食/日を超える要求は行わない。

イ 提供給食数の決定方法

市が保証する部分の提供対象者数に対し、児童の転出入、教職員用給食、学校行事等開催等を踏まえ、市は、事業者に対し提供日の属する月の前月 8 日（学校の実施計画提出期限）の 2 稼働日後（ ）までに実施計画に基づいた給食数（以下「計画給食数」という。）を予備通知する。

計画給食数の通知後、見学者用給食及び学校行事等の日程変更等による変動要因があるため、提供日の 2 週間前（学校からの全校休み・学年休みの変更締切）の 1 稼働日後に予定する給食数（以下「予定給食数」という。）を通知する。予定給食数の通知後も、市は、事業者に対し提供日の 1 稼働日前（ただし、夏期休暇等をまたぐ場合は、市の休日を除く 1 日前）の午前 10 時までに実施する給食数（以下「実施給食数」という。）を通知するが、その予定給食数と実施給食数の差（以下「変更給食数」という。）は 200 食以内を基本とする。変更給食数が 200 食を超える場合、事業者は超える部分について応諾しないことが可能である。変更給食数が - 200 食を下回る場合、予定給食数から 200 食を減じた食数により、変動料金を算定する。

なお、予定給食数においては、16,000 食/日未満の通知もあり得るが、市はこの部分について何ら保証するものではないことに留意すること。

() 稼働日とは、給食を提供する日をいう。

ウ 提供給食数と変動料金の算定方法

提供給食数と変動料金の算定基礎となる食数の関係を次に整理する。

表 場合別の提供給食数と変動料金算定基礎

変更給食数	提供給食数	変動料金の算定基礎となる食数
± 200 食以内	実施給食数	同左
+ 200 食超	予定給食数 + 200 食 + 事業者の応諾した食数	同左
- 200 食超	実施給食数	予定給食数 - 200 食

エ 事業者職員用給食

本事業の対象外であるが、事業者の職員用の給食については、最大 200 食を市に要請できる。しかし、当該提供日の総提供数が 22,000 食を超える場合は、この範囲内での要請とする。市は、要請食数に応じて給食費（食材費に変動料金単価を加算した額）を徴収する。

(4) リスク管理の方針

ア 基本的考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであるため、施設の整備及び維持管理・運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

イ リスク分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として別添資料 1 に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約書（案）に示すものとする。

ウ 食中毒等が生じた場合の原因究明

給食配送校において食中毒等が発生した場合で、その原因が給食にあると客観的に判断できる場合には、保健所が、要求水準書に示す保存食、健康診断結果等から原因究明に関する調査を行うため、事業者は当該調査に協力するものとする。

事業者は、原則として、債務不履行を免れるためには、自ら実施する原因究明調査で、市や配送校の責めによることを証明する必要があるが、これらの調査を実施しても、責任の所在が明確にならない場合は、事業者の債務不履行にはならない。ただし、いずれの場合においても事業者の調査結果について市の承諾を得ることとする。

(5) 保険

工事の施工に伴い、第三者に損害を及ぼした場合に生じた損害を負担するため、事業者は第三者賠償保険に加入すること。また、不測かつ突発的な事故による損害を負担するために、建設工事保険に加入すること。

運営期間も、施設内及び運搬等において第三者に損害を及ぼした場合に生じた損害を負担するため、事業者は賠償責任保険に加入すること。さらに、普通火災保険に加入すること（詳細については事業契約書（案）に記載する。）

第7 事業実施に関する事項

1 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は、サービスの対価の減額又は支払停止措置を取ることを、又は、事業契約を解約することができる。

イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解約することができる。

ウ 前2号の規定により市が事業契約を解約した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解約することができるものとする。

イ 前号の規定により事業者が事業契約を解約した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、事業契約を解約することができるものとする。

(4) 金融機関と市の協議（直接協定）

事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関と市で協議し、直接協定を締結する。

(5) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

2 事業の実施状況の監視

市は、事業者が実施する施設の整備及び維持管理・運営について、定期的に監視を行う。具体的な監視の方法、内容等については、契約書（案）に定める。

また、事業者の提供する施設の整備、維持管理及び運営に係るサービスが十分に達せられない場合、市は事業者に対して是正勧告を行い、修復策の提出、実施を求めるとともに、必要に応じて、サービスに対する対価の支払いの減額等を行うことができることとする。

なお、減額等の方法については、契約書（案）別紙 12 に示すとおりとする。

3 事業期間中の事業者と市のかかわり

(1) 本事業は、事業者の責任において遂行される。また、市は、事業契約に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

(2) 原則として市は、事業者に対して連絡等を行うこととするが、災害や事故発生の緊急時等、必要に応じて市と建設企業等の間で直接連絡調整を行うことができる。

(3) 資金調達上の必要があれば、一定の重要事項について、市は、事業者に資金提供を行う金融機関と協議し、直接協定を締結する。

4 支払手続

(1) 建設一時支払金

市は、事業者が実施する施設の建設への対価として、886,440,000円（ただし、国等の交付金等の算定基準額が886,444,000円を上まわった場合は、当該算定基準により算定した額）（消費税及び地方消費税抜き）を建設一時支払金として、平成21年5月末日までに事業者に支払う。

(2) 割賦料

市は、事業者が実施する施設の設計、建設及び開業準備への対価について、建設一時支払金を控除した、あらかじめ定める額を割賦料として、平成21年度から平成35年度にわたり、毎年度半期ごと計30回、事業者に支払う。

なお、割賦料は、施設の市への所有権移転後、事業者から割賦料の請求書の受領後、30日以内に支払う。

(3) 委託料

事業者は、業務完了後、業務報告書を速やかに市に提出する。

市は、業務報告書受領後10日以内に履行確認を事業者に通知する。

事業者は、割賦料については各半期の終了後、委託料については履行確認通知を受領後、速やかに市に請求書を送付する。

市は事業者から委託料の請求書を受領後、30日以内に支払う。

第8 契約に関する事項

1 契約手続

(1) 落札者の決定後，市は，速やかに基本協定を締結する。その後，落札者は事業者となるSPCを市内に設立する。

(2) 市は，SPCと仮契約を締結する。

(3) 契約保証金

契約保証金は，事業者が自己の責任及び費用負担において，市又は事業者を被保険者とし，施設整備費相当の10分の1以上に相当する金額を保証金額とする履行保証保険契約を自ら締結し，若しくは工事請負人等をして履行保証保険契約を締結させることにより，これを免除する。なお，事業者は，自らを被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合には，保険金請求権の上に，市を第一順位とする質権を設定する。

(4) 仮契約は，山形市議会の議決を経た場合に本契約となる（平成19年市議会12月定例会を予定）。

(5) 事業契約の概要

事業契約は，市の提示資料及び落札者の提案内容に基づき締結するものであり，事業者が遂行すべき設計・建設，所有権移転，維持管理及び運営に関する業務内容や金額，支払方法等を定める。また，事業者は，業務開始に先立ち市と協議の上，維持管理業務及び運営業務に関する計画書を作成する。

2 その他

事業契約の締結については，PFI法第9条の規定に基づき，山形市議会の議決を要する。

なお，事業予定者が事業契約を締結しない場合は，総合評価一般競争入札の総合評価の得点の高い者から順に契約交渉を行い，合意に達した場合，随意契約により事業契約を締結する。

第9 入札説明書等に関する問合せ

入札説明書等に関する問合せ先は，次のとおりとする。

- (1) 担当部署 山形市教育委員会管理課
- (2) 住所 〒990-8540 山形市旅籠町2-3-25
- (3) 電話 (023) 641-1212 (内線610)
- (4) FAX (023) 641-2531
- (5) 電子メールアドレス kyu-shoku-pfi@city.yamagata.yamagata.jp
- (6) ホームページアドレス <http://www.city.yamagata.yamagata.jp>

別添資料1：リスク分担表

(ア) 共通リスク 「 」主分担 「 」従分担

項目		内 容	市	民間
募集リスク		入札説明書等の誤りに関するもの，内容の変更に関するもの等		
応札リスク		応札費用の負担		
契約リスク		市の責めにより契約が結べない，又は遅延によるもの		
		事業者の責めにより契約が結べない，又は遅延によるもの		
資金調達リスク		必要な資金の確保に関するもの		
制 度 関 連 リ ス ク	行政リスク	PFI契約に関する議会承認が得られない場合（ 1 ）		
		市の事業方針の変更によるもの		
	法制度リスク	本事業に特別に影響を及ぼす法制度の新設，変更に関するもの		
		上記以外の変更に関するもの		
許認可リスク	市が取得すべき許認可に関するもの			
	事業者が取得すべき許認可に関するもの			
税制度リスク	法人税等収益関係税の変更に関するもの			
	上記以外の変更に関するもの			
社 会 リ ス ク	住民対応リスク	着工前の段階における施設，運営に対する住民の反対運動等が生じた場合		
		事業者による調査，設計，建設，運営に関する住民の反対運動，訴訟等が生じた場合		
	第三者賠償リスク	市の責めによるもの		
事業者の責めによるもの				
環境問題リスク		調査，設計，建設，維持管理，運営における有害物質の排出，漏洩等，環境保全に関するもの		
不可抗力リスク		戦争，風水害，地震等，第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲を超えるもの（ 2 ）		
金利リスク		提案時から金利基準日（しゅん工日）までの金利変動		
		金利基準日（しゅん工日）以降に発生する利息にかかる金利変動		
物価リスク		施設供用前の物価変動		
		施設供用後の物価変動		
デフォルトリスク		事業者の事業放棄，破綻によるもの		
		改善勧告に関わらずサービスレベルの回復の見込みがない場合		
		市の都合により本事業が継続されない場合		

- 1 事由の如何を問わず選定事業者及び市は自らに発生する費用を負担する。
- 2 事業者は一定の割合もしくは一定の額を負担する。

(イ) 設計リスク

項目	内 容	市	民間
測量・調査リスク	市が実施した測量・調査に関するもの		
	事業者が実施した測量・調査に関するもの		
遅延リスク	市の事由により詳細設計が一定期間に完結せず費用増加をもたらす場合		
	事業者の事由により詳細設計が一定期間に完結せず費用増加をもたらす場合		
設計変更リスク	市の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合		
	事業者の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合		

(ウ) 建設リスク

項目	内 容	市	民間
用地リスク	建設に要する用地の確保		
	建設に関する資材置場の確保		
	地中障害物，土壤汚染に関するもの		
建設費用増大リスク	市の要請による費用超過，建設遅延によるもの		
	上記以外のもの		
工事遅延リスク	市の要請による工事の遅延，または完工しない場合		
	上記以外のもの		
工事監理リスク	工事監理に関するもの		
一般的損害リスク	設備・原材料の盗難，事故による第三者への賠償等に関するもの		
要求水準リスク	要求水準を下回った場合		
譲渡手続きリスク	施設譲渡の手続きに伴う諸費用に関するもの		

(イ) 運営リスク

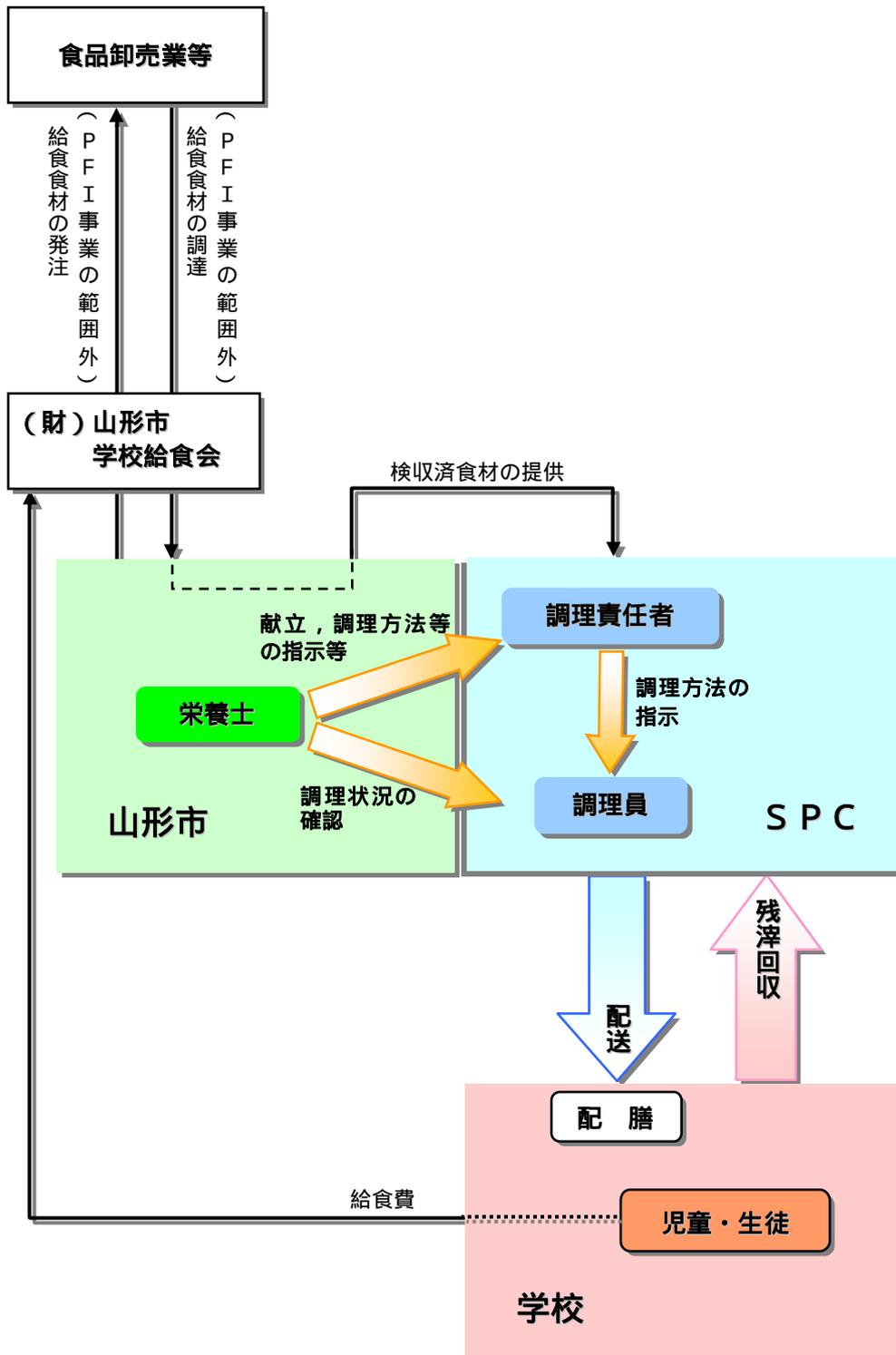
項 目	内 容	市	民間
計画変更リスク	事業内容・用途の変更に関するもの		
運営費上昇リスク	物価，計画変更等以外の要因による運営費用の増大		
施設損傷リスク	不可抗力を除く事故・災害による施設の損傷		
性能リスク	要求仕様不適合（施工不良を含む。）		
需要の変動リスク	給食を提供する学校における給食サービス形態の変更等，市の責めによる需要の変動		
	児童・生徒数の変動による需要の変動（ 3 ）		
	食べ残し等による残滓の変動（市の作成する献立による影響も含む。）（ 3 ）		
調理事故・異物混入等リスク	検収時における調達食材の異常（検収後に明らかになったものを含む。）		
	検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常		
	検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		
	調理時における加熱等が不十分であることに起因する調達食材の異常		
	調理，配送業務における異物混入等 配送後の異物混入等		

アレルギー対応リスク	アレルギー児童生徒の情報収集不備，食材調達時の誤り等による発症・突発的な発症（事前の把握が困難なアレルギー物質による）		
	調理段階における禁忌物質の混入による発症		
	収集した情報の伝達不完全（送付遅れ・紛失等）による発症，アレルギー児童生徒の個人情報の流出（ 4 ）		
配送の遅延リスク	配送の遅延により給食の提供ができなかった場合		

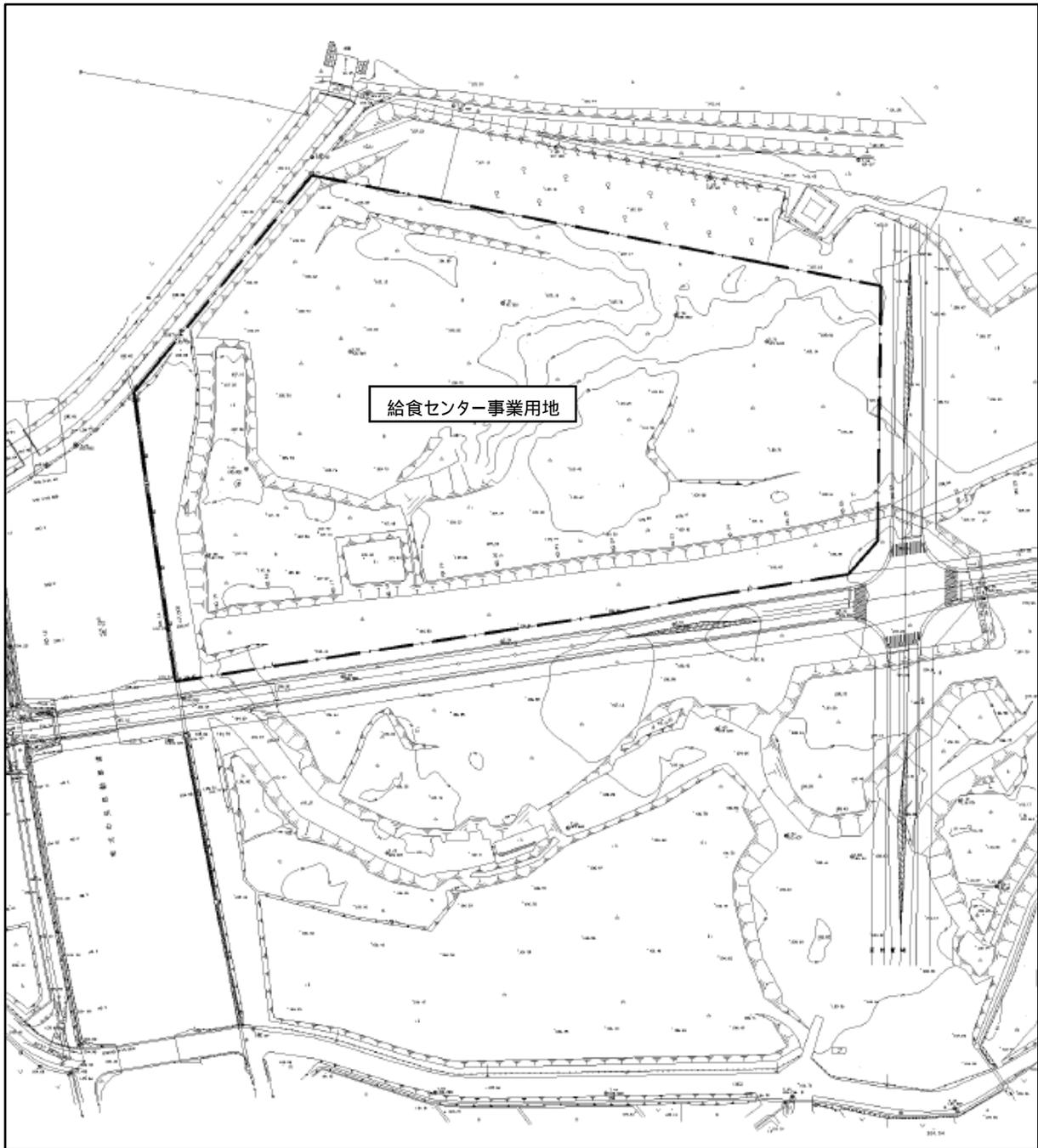
3 運営期間を通じて，一定の最低食数に係る委託料を保証する。

4 帰責事由による。

別添資料 2 : 運營業務に関する役割分担



別添資料3：計画地現況図



現況に道路はない。将来の市道及び県道の整備計画予定線を記載している。

入札説明書等に関する質問書

山形市長 宛

意見者 会社名
 所在地
 担当者
 氏名
 所属
 連絡先
 電話

山形市学校給食センター整備運営事業の入札説明書等に関して、以下の質問がありますので提出します。

	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容
1							
2							
...							
(例)	入札説明書	1	第1	1	(1)	事業名称	

Microsoft 社製 Excel (Windows 版) のファイル形式で提出してください。